

光市記者発表資料

令和3年1月21日

件名 土壌汚染対策法に基づく手続きの無届事案について

内容

市が発注する工事に関し、土壌汚染対策法に基づく知事への届出を行っていなかった事案がありました。

1 土壌汚染対策法第4条に基づく届出の概要

(1) 土壌汚染対策法の改正により、平成22年4月から、3,000㎡以上の土地の形質変更を行う場合、着手の30日前までに知事への届出が義務付けられました。

(2) 知事は、届出の内容を審査し、形質変更を行う土地において土壌汚染のおそれがあると認めるときは、土地所有者等に対し調査命令を行うことができます。

2 経緯

昨年、他県で無届事案が発覚したことを受け、市内の工事で無届のまま着工している事業の有無を調査し、無届事案があることを確認しました。

3 無届の件数 18件

別紙（事業一覧表）のとおり

平成22年度以降に実施した事業（完了事業含む。）を対象としています。

4 原因

法令に関する職員の認識不足

5 今後の対応

無届事業については、県の指導に基づき、適切な手続きを進めていきます。

関係法令への理解を深めるため、職員の法令に対する認識を高め、再発防止を図ります。

今後は、法令遵守の徹底を図り、届出事業のリストアップや発注時における審査内容の改善等を行い、再発防止に努めます。

問い合わせ

担当課

入札監理課

課長 渡辺 孝

電話 0833-72-1404

担当課

道路河川課

課長 山本 義明

電話 0833-72-1543

担当課

農林水産課

課長 西村 猛

電話 0833-72-1509

事業一覧表

	事業名	担当課	備考
1	農業集落基盤再編・整備事業（山田水路）	農林水産課	完了
2	農業集落基盤再編・整備事業（栄上集落道）	農林水産課	完了
3	農業集落基盤再編・整備事業（水上集落道）	農林水産課	完了
4	農業集落基盤再編・整備事業（藤谷地区集落道）	農林水産課	完了
5	農業集落基盤再編・整備事業（土井溝路集落道）	農林水産課	完了
6	農業集落基盤再編・整備事業（高野地区集落道）	農林水産課	完了
7	農業集落基盤再編・整備事業（大田集落道）	農林水産課	完了
8	農業集落基盤再編・整備事業（天符集落道）	農林水産課	完了
9	農業振興拠点施設整備事業（里の厨）	農林水産課	完了
1 0	単県農山漁村整備事業（一ノ坂集落道）	農林水産課	完了
1 1	光漁港海岸保全施設整備事業	農林水産課	施工中
1 2	山田中岩田線道路改良事業	道路河川課	施工中
1 3	新市稲葉線道路改良事業	道路河川課	継続
1 4	岩田地区道路改良事業	道路河川課	完了
1 5	上岩田中岩田線舗装整備事業	道路河川課	完了
1 6	野原岡庄線舗装整備事業	道路河川課	完了
1 7	光虹ヶ丘西土地地区画整理事業	監理課	完了
1 8	大和複合型施設整備事業	地域づくり推進課	完了

1 8 件